

## EU の FTA 戦略および主要 FTA の交渉動向

ブリュッセル・センター、海外調査部欧州課

2006 年 10 月に欧州委員会が新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」を発表して以降、EU はアジアを中心とする FTA を積極的に推進している。本レポートでは、EU の通商戦略、および FTA の決定プロセスを概観するとともに、現在行っている主要 FTA の交渉状況を解説する。

### 目 次

1. EU の FTA 戦略	2
(1) 「グローバル・ヨーロッパ」以降の EU の FTA 戦略	2
(2) EU の FTA 交渉プロセス	5
2. 各国・地域との FTA 交渉動向	7
(1) 概観	7
(2) 南東欧、東方諸国との安定化・連合協定の締結	15
(3) 地中海諸国	15
(4) グローバル・ヨーロッパの FTA 対象国・地域との交渉動向	19
(5) その他諸国との FTA	20

## 1. EUのFTA戦略

### (1) 「グローバル・ヨーロッパ」以降のEUのFTA戦略

EUはこれまで、GATT/WTOの多国間貿易交渉による貿易投資の自由化を最優先としてきた。そして、EUがこれまでに締結したFTAは、貿易投資の自由化を直接的に目的とするものというより、相手国との政治的枠組みの構築を目指す連合協定の一部として、その多くが政治的背景を有するものであった。EUがこれまでに締結してきたFTAはおおよそ以下のように分類される。第一に、欧州地域の安定を目指し、中・東欧諸国や近隣地中海諸国など、地理的關係を理由として、場合によってはEUへの統合を目指して、締結されるものである。現在南東欧諸国などとの間で進められている安定化・連合協定の締結プロセスがこのカテゴリーに属する。第二に、旧植民地を中心に歴史的關係に淵源を有するものである。ACP諸国との間で現在進められている経済パートナーシップ協定(EPA)がこのカテゴリーに入る。また、中東諸国との連合協定は第一カテゴリーの性格を有するものではあるが、歴史的關係という側面もある。

第三に、第三国の米国などとのFTA締結によって当該国での欧州企業の競争条件が不利になることを避けるためなど、貿易投資上の欧州企業の不利益を排除することを直接の目的として、FTAが締結される場合もある。NAFTAができたことに対抗してのメキシコとのFTAの締結、結局米国の構想は実現に至らなかったものの、米国の米州自由貿易地域(FTAA)構想に対抗してのチリとのFTAの締結がこの例となる。これは第一、第二のカテゴリーに比べ、貿易投資障壁の撤廃をFTAによって図ることが主眼となっているが、こうしたケースはEUのFTAの中では例外的であった<sup>1</sup>。

こうした中、WTOドーハ開発アジェンダ(DDA)の交渉凍結を受けて、欧州委員会は2006年10月、EUの新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ：国際競争への対応」で、WTO体制を全面的に支持しながらも、それを補完するものとして、成長著しいアジアを中心とする新興市場の開拓に狙いを定めFTA交渉を進めていくという姿勢を前面に打ち出した。背景には、06年7月のジュネーブでのWTO閣僚会議での交渉決裂に伴い、DDAの交渉凍結が宣言され、WTOでの自由化に大幅な遅れが生じることが明らかになったこと、中国、インド、ブラジル、ロシア等BRICsを初めとする新興国の台頭に伴う経済環境の変化、また、通商政策や国際競争力全般に対する取り組みも、EUの競争力のカギとなる知識、イノベーション、知的財産、サービス、資源の有効利用といった強みに適応させていく必要性といった要因がある。また、EU拡大が07年からの27カ国体制で一段落着いたことも、

<sup>1</sup> 以下で紹介する「グローバル・ヨーロッパ」では、FTAは欧州にとって決して新しいものではなく、近隣諸国政策では重要な役割を果たしており、アフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)諸国との経済パートナーシップ協定(EPA)、あるいはアンデス共同体、中米諸国との連合協定の一部として含まれているとする。同時に、現行の二国間協定はこうした近隣諸国との關係、あるいは開発目的には寄与するものの、アジアを含め、主要な貿易への関心に対してはそれほど貢献していないとし、協定の内容も限定的であるとする。まさにこうした状況を踏まえ、リスボン戦略における雇用・成長戦略とも関連付け、経済的要因が将来のFTAを選択する上で主要な役割を果たさねばならない、と指摘している。“GLOBAL EUROPE - competing in the world, A Contribution to the EU's Growth and Jobs Strategy”, 2006, p.11.

対アジア通商戦略への人的リソース投入を可能にした。

そして、「グローバル・ヨーロッパ」では域内政策と対外政策との連動を掲げ、域内にあっては単一市場の強化、市場開放、および市場開放に伴う地方あるいは労働者への影響を最小限のものとする調整弁の制定を図ることで競争環境の整備を目指すとともに、外にあっては非関税障壁の撤廃を求め、資源アクセスの改善、知的財産権、サービス、投資、政府調達など関税にとどまらない新成長分野の強化に取り組むことがうたわれている。

このような政策目標に基づき、「グローバル・ヨーロッパ」<sup>2</sup>では以下の8点を課題に挙げ、これらに対する具体的な行動計画を示したうえで活動を行っている。

①WTO：WTOは貿易を拡大・管理する最も効果的な手段であるうえ、紛争解決の枠組みを提供するものであり、EUはWTOを全面的に支持しドーハ開発アジェンダ（DDA）交渉の再開に向けた努力を行う。

②FTAの推進：WTOのルールに準拠した新たなFTAを提案する。

③EU・米通商関係と競争力：大西洋間（EU・米国）貿易では非関税障壁への対処に取り組むことは潜在的に経済的利益が大きいと考えられる。EU・米国間貿易が世界経済に占めるウェイトを考えると、知的財産権保護等の分野で協力することは重要となる。

④中国：中国はEUがグローバル化を雇用創出と成長のための機会とする能力を試される最大の課題と位置づけた。欧州委員会は、グローバル・ヨーロッパ発表から3週間後の2006年10月24日、中国との貿易・投資関係に関する包括的な戦略「緊密化するパートナーへ、増大する責任」<sup>3</sup>を打ち出し、2007年1月からパートナーシップ協力協定（PCA: Partnership and Cooperation Agreement）の交渉を進めている。従来の対中国関係は1985年の通商・協力協定を基盤としていたが、両者の関係の広がりや領域を反映した協力関係の基盤の更改に向けて、第9回EU・中国首脳会議（2006年9月）で新協定の交渉開始で合意した。サルコジ大統領がダライ・ラマと面会したことに反発し、08年秋に開催予定であった首脳会議は延期されたものの、5月20日に首脳会議が再開され、それに先立ちハイレベル経済対話も開催されている。

⑤知的財産権保護のエンフォースメント：知的財産権の侵害や模造品の製造を減らすため、今後の二国間協定における知的財産権規定の強化と、従来の規制枠組みでの取り締まり厳格化を進める。

⑥新たな市場アクセス戦略：1996年に発足した市場アクセス戦略（Market Access Strategy）を刷新し、2007年4月に非関税障壁に焦点を当てた新たな戦略<sup>4</sup>を発表した。ま

<sup>2</sup> “GLOBAL EUROPE - competing in the world, A Contribution to the EU's Growth and Jobs Strategy”, [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc\\_130376.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc_130376.pdf)

<sup>3</sup> “Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, EU – China: Closer partners, growing responsibilities {COM(2006) 631 final}”(24.10.2006) [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc\\_130875.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc_130875.pdf)

<sup>4</sup> “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee OF the Regions - GLOBAL EUROPE: A Stronger Partnership to Deliver Market Access for European Exporters {COM(2007) 183 final}” (18.4.2007) [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/april/tradoc\\_134507.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/april/tradoc_134507.pdf)

た、EU 産業界に対し、主要な産業セクターと優先的な課題を特定するよう求める。

⑦公共調達：EU の主要貿易相手国の大半は、EU 企業を差別的に扱うような制限的な公共調達慣行を行っている。欧州委員会は、EU 企業が海外における公共事業入札において公平な立場を確保するため、こういった慣行に対処する提案を行うことを検討している。重要な貿易相手国が互恵的な取り組みを望まないことを明らかにした場合には、相手国の市場開放を促進するために EU の公共調達市場へのアクセスに制限を設けることもあり得る。

⑧貿易救済措置の見直し：貿易救済措置は多国間貿易システムの一環をなすもので、EU としては第三国による貿易救済措置の濫用を防ぎ国際ルールが遵守されるようにする必要がある。また、欧州委員会は、アンチダンピング措置等 EU の貿易救済措置を再検討するグリーンペーパー<sup>5</sup>を 2006 年 12 月に発表、2007 年 3 月中旬にパブリックコメントを実施した。ただし、貿易救済措置の弱体化を嫌う加盟国や域内業界団体の反発によって、貿易救済措置の見直しは頓挫している。

そして、FTA については、「グローバル・ヨーロッパ」の中で優先的に FTA を締結する対象国の基準として、①市場潜在力（経済規模と成長性）、②EU の輸出利益に対する保護水準、の 2 点を示した。②は、EU の輸出・投資に対する相手国市場の閉鎖性や、関税水準および非関税障壁に加えて、EU の競争相手国との FTA 締結状況などから判断される。「グローバル・ヨーロッパ」ではこの基準により、ASEAN、韓国、南米南部共同市場（メルコスール）（2000 年から交渉中）を FTA 締結の優先国・地域として挙げ、インド、ロシア、湾岸協力会議（GCC）（1990 年から交渉中）を併せて FTA の交渉対象候補国として特定した。この戦略に基づき、2007 年 4 月 23 日の EU 閣僚理事会で、欧州委員会に対し韓国、ASEAN、インドとの FTA 交渉権限を付与する決定が採択され、2007 年 5 月には韓国、ASEAN と、6 月にはインドと FTA 交渉を開始した。

注意すべきは、「グローバル・ヨーロッパ」では、WTO が引き続き世界の通商制度における重要なプラットフォームであり、FTA は多国間システムにとって代わるものとはなり得ないとしていることである。すなわち、FTA はあくまでも多国間システムを補完する位置づけにあり、FTA への取り組み推進は、通商政策の重点を多国間交渉から二国間交渉にシフトするものではないことを強調している。他方、第一に WTO 交渉がなかなか進まないこと、第二に投資、競争政策、政府調達などいわゆるシンガポール・イシューが WTO 交渉の対象外となったことで、そもそも WTO では取り上げられない分野が存在すること、また第三に米国をはじめ各国が FTA を積極的に締結するようになったことで欧州企業が海外で競争上の不利益を被る可能性が生じたことなどから、FTA の重要性が相対的に高まっていることは事実であり、「グローバル・ヨーロッパ」でも FTA の重要性を強調している。特に、従来に関税を中心とした FTA から、非関税障壁の撤廃をターゲットとしたより包括的

<sup>5</sup> “Communication from the Commission, GLOBAL EUROPE - Europe's Trade Defence Instruments in a Changing Global Economy: A Green Paper for public consultation {COM(2006) 763 final}” (6.12.2006) [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/december/tradoc\\_131477.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/december/tradoc_131477.pdf)

な FTA の締結、特に非関税障壁やサービス障壁が残るアジアを中心とする新興国をターゲットとした FTA の締結を強調している。結果、その後のアジアを中心とする FTA 交渉の推進に繋がった。こうした新しい通商戦略に基づく FTA は、EU がこれまで結んできた従来型（上記カテゴリー1、2）の FTA とは2つの点で大きく異なるといえる。一点は、地理的にアジアをターゲットとすることを明確化したという点である。もう一つは、FTA を政治的ツールとしてではなく、市場アクセスを改善する有効なツールとして位置づけたということである。EU は「グローバル・ヨーロッパ」に基づく通商戦略の見直しの一環として、2008年2月に、貿易障壁規則（TBR）3286/94を改正し、FTA など二国間協定の違反に基づく申し立ても認めることとした（規則125/2008<sup>6</sup>）。TBR では、域外市場アクセスを阻む貿易障壁について域内企業および業界団体が欧州委員会に調査、交渉、WTO 提訴などの措置をとるよう申し立てることを認めている。これまでは、申し立てはWTO を中心とする多国間ルールに基づくものだけに限定されていた。改正によって FTA に基づく申し立ても TBR に含めることで、FTA のエンフォースメントの強化を図ることが目指されている。このことから、FTA を市場アクセス改善のツールとして活用していこうという意図を読み取ることができる。

## （2）EU の FTA 交渉プロセス

EU で FTA の締結について最終的な決定権限を主に有するのは、加盟国閣僚で構成される EU 閣僚理事会であるが、交渉は欧州委員会が担う。交渉のプロセスは図1の通りであるが、交渉を開始するに当たって、欧州委員会は、加盟国の通商関係の高官によって構成される133条委員会での議論を経て、EU 閣僚理事会より権限付与（mandate）を受ける必要がある。通常、この問題は一般問題・対外関係理事会で議論される。例えば、中米諸国、アンデス共同体との連合協定、ならびに ASEAN、インド、韓国との FTA の交渉権限付与については、2007年4月23～24日に開催された一般問題・対外関係理事会で採択されている<sup>7</sup>。交渉権限の内容については、交渉に関わる機微な問題であるため、非公開となっている。

交渉権限の付与を受けた欧州委が対象国との交渉を担うことになる。ただし欧州委は、毎週金曜日に開催される133条委員会ですべての報告し、加盟国の意見を取り入れていくことになる<sup>8</sup>。また、欧州委が最終的に FTA 締結の決定権限を有するのは加盟国で構成される EU 理事会であるため、欧州委は加盟国の意見を取り入れていく必要がある。また、FTA のカバーする分野によるが、EU 閣僚理事会の採択は通常特定多数決によることとなっている。実際には、133条委員会や EU 閣僚理事会ではコンセンサスの形成が目指され、133条

<sup>6</sup> <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:040:0001:0002:EN:PDF>

<sup>7</sup> 一般問題・対外関係理事会（ルクセンブルク、2007年4月23-24日開催）プレスリリースを参照。

[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/gena/93798.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/gena/93798.pdf)

<sup>8</sup> 133条委員会での議論は原則として非公開である。理事会文書の検索ページ

（<http://register.consilium.europa.eu/servlet/driver?typ=&page=Simple&lang=EN&cmsid=638>）からは、133条委員会の議題までは閲覧することができる（「Article 133」で検索）。

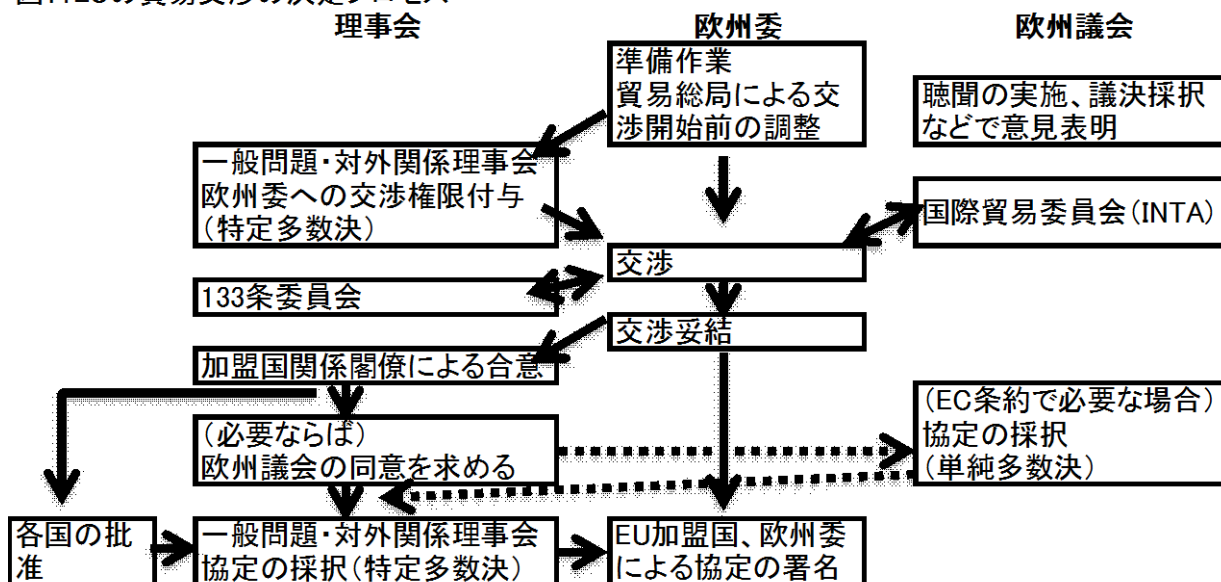


委員会や EU 理事会で正式な表決がなされるケースはほとんどないという<sup>9</sup>。

欧州議会は、欧州共同体設立（EC）条約 133 条によれば、貿易に関する事項については権限を有しないが、他の分野が関わり、同意手続き、あるいは共同決定手続きが要求される場合は欧州議会の同意が必要となる。ただし、手続き上欧州議会の同意が必要ない場合も、欧州議会の意見を参考にするのが一般的である。また、2004 年に欧州議会に国際貿易委員会（INTA）が設置され、ここで FTA についても議論されている<sup>10</sup>。欧州議会の権限は一般に強化される傾向にあり、交渉に対する欧州議会の影響力も強まっているといえる。

FTA は物品の関税撤廃のための規定だけでなく、さまざまな分野を対象とする場合が多い。そのため、EU が排他的権限を持つ分野に限らず、加盟国が権限を有する分野についても規定されることがある。このような場合、最終的に FTA が発効するためには、EU 内での批准手続き（EU 閣僚理事会の決定、必要な場合は欧州議会の議決、同意）だけでなく、加盟国ごとの批准手続きも必要となる（いわゆる「混合協定」<sup>11</sup>）。しかし、加盟国すべての批准を得るためには、数年かかることが見込まれるため、EU が排他的権限を持つ貿易に関連する規定のみ取り出して、先行して批准することで、迅速な関税の相互撤廃を達成する場合がある。EU が排他的権限を持つ分野であれば、特に貿易関連に関する分野については EC 条約 133 条により欧州議会の同意も必要とされていないため、署名から数カ月での迅速な発効が可能となる。

図1:EUの貿易交渉の決定プロセス



(出所)H.Wallace, W.Wallace, and M. A. Pollack, "Policy-Making in the European Union 5th ed.", 2005, p.384を簡略化。

<sup>9</sup> H.Wallace, W.Wallace, and M. A. Pollack, "Policy-Making in the European Union 5th ed.", 2005, p.385.

<sup>10</sup> 例えば、EU インド FTA について以下のウェブサイトを参照。

<http://www.europarl.europa.eu/oeil/file.jsp?id=5637412&language=en&mailer=true>

<sup>11</sup> M. Maresceau, 'Bilateral Agreements Concluded by the European Community', "Recueil Des Cours, Collected Courses of the Hague Academy of International Law, 2004, Tome 309 de la collection", Martinus Nijhoff Publishers, 2006, p.207.

例えば、南東欧諸国など EU の潜在的加盟候補国との間で結ばれる安定化・連合協定 (SAA) の交渉では、SAA 本体ともに、EU が排他的権限を有する関税撤廃を中心とする貿易関連の暫定協定について別途締結するという手法を採用している。SAA については、EC 条約 310 条の連合協定として締結され、同 300 条 2 項第 1 段および 300 条 3 項第 2 段に基づき、欧州議会の同意、ならびに理事会の全会一致の決定が必要とされていること、加えて SAA には EU が排他的権限を有する分野だけでなく加盟国が権限を有する分野も含まれるため、発効には加盟国の批准を必要とする。これに対して、貿易関連の暫定協定については EC 条約 133 条に基づき理事会の特定多数決の決定のみで足りるとされていること (無諮問手続き)、加えて EU の排他的権限に属するため加盟国の批准なく発効する。具体例として、クロアチアとの SAA では、図のようなプロセスを経て最終的に SAA の発効に至っている。

#### 【クロアチアとの SAA 締結年表】

2000 年 7 月 19 日	欧州委の交渉開始勧告
2000 年 11 月 20 日	<a href="#">一般問題理事会</a> 、クロアチアの SAA 交渉の授權命令を採択
2000 年 11 月 24 日	欧州委、交渉開始
2001 年 5 月 14 日	EU、クロアチアとの SAA に仮調印
2001 年 7 月 10 日	EU、クロアチアとの貿易関連暫定協定に仮調印
2001 年 10 月 29 日	<a href="#">一般問題理事会</a> 、クロアチアとの SAA の署名、ならびに貿易関連暫定協定の署名および暫定適用に関する決定
2001 年 10 月 29 日	EU、クロアチアとの SAA、および貿易関連暫定協定に署名
2002 年 1 月 1 日	貿易関連暫定協定を暫定的に適用開始
2002 年 3 月 1 日	貿易関連暫定協定の発効
2004 年 12 月 13 日	<a href="#">一般問題理事会</a> 、SAA の締結に関する <a href="#">決定</a>
2005 年 2 月 1 日	SAA 発効

## 2. 各国・地域との FTA 交渉動向

### (1) 概観

EU の各国・地域との FTA の締結・交渉状況は表のとおりである。以下では、「グローバル・ヨーロッパ」で優先国、あるいは基準を満たす国として FTA 交渉を開始した国を中心に、EU が現在行っている主な FTA の動向を解説する。

表1: EUのFTA一覧(合意・締結済み、交渉中、交渉検討中)

名称	加盟国/相手国・地域	形態	段階	時期	①協定の内容、②締結による影響、③その他
<b>(合意・締結済みのFTA)</b>					
欧州連合(EU) (IBEC:ローマ条約)	ベルギー、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国、ブルガリア、ルーマニア	関税同盟	発効済	1958年1月発効(ローマ条約)。 単一議定書(SEA)により改正(1987年7月1日発効)。 マーストリヒト条約によりEU設立(1993年11月1日発効)。 アムステルダム条約により改正(1999年5月1日発効)。 ニース条約により改正(2003年2月1日発効)。 リスボン条約を2006年12月13日に採択(各国の批准手続き待ち)。	①EUの制度的枠組みは、(1)欧州共同体(EC)、(2)共通外交・安全保障政策(CFSP)、(3)警察・刑事司法協力(PJCC)の三本柱構造からなる。WTOの分類上関税同盟に分類されるが、一部加盟国により単一通関が導入されるなど関税同盟より進んだ形となっている。 ③ ・1973年1月1日、デンマーク、アイルランド、英国が加盟。 ・1981年1月1日、ギリシャが加盟。 ・1986年1月1日、スペイン、ポルトガルが加盟。 ・1995年1月1日、オーストリア、フィンランド、スウェーデンが加盟。 ・2004年5月1日、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキアが加盟。 ・2007年1月1日、ブルガリア、ルーマニアが加盟。 参考URL: <a href="http://eur-lex.europa.eu/en/treaties/index.htm">http://eur-lex.europa.eu/en/treaties/index.htm</a> (条約本文)
欧州経済領域(EEA)協定	リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランド	自由貿易協定	発効済	・94年1月発効。	①EFTA加盟国とEC(当時)は70年代に自由貿易協定を締結していたが、86年以降のEC(当時)域内統合市場形成の動きをにらみ、EU・EFTA両加盟国間でのヒト、モノ、カネ、サービスの自由移動を実現すべく発効させた。スイスの加入が国民投票で否決されたため、スイスを除くかたちで発効。その後EU拡大により、加盟国が増えている。通商・経済関係の共通のルールを規定(EUの関税同盟や協定非加盟国に対するEUの共通通商政策は含まず)。EUの競争ルールが適用されるなど、EUのルールの多くが自動的に導入されている。 ②EU内で比較的發展の遅れている地域に対する経済的・社会的発展を助けるためのEFTA諸国からの経済援助があり、EEA参加国の増加に伴い、その援助は増大している。 ③参考URL: <a href="http://www.efta.int/content/legal-texts/eea">http://www.efta.int/content/legal-texts/eea</a> (EFTA事務局)
EU・マケドニア安定化・連合協定(SAA)	マケドニア	自由貿易協定	発効済	・2004年5月発効。	①自由貿易の漸進的な促進とEU加盟に向けた諸制度のEUとの調和・統一を目指すもの(中・東欧諸国がEU加盟準備段階で締結した「欧州協定」と同様の位置づけとなる)。政治的対話、地域間協力、人、商品、サービス、資本の移動の自由、法令の調整、司法・内政問題、政治的及び財政的協力などの項目について定められている。2005年12月にEU加盟候補国となったが、国名に関するギリシャとの紛争などが原因で、加盟交渉は開始されていない。 参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/enlargement/candidate-countries/the_former_yugoslav_republic_of_macedonia/index_en.htm">http://ec.europa.eu/enlargement/candidate-countries/the_former_yugoslav_republic_of_macedonia/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2004:084:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2004:084:SOM:EN:HTML</a> (協定本文)
EU・クロアチア安定化・連合協定(SAA)	クロアチア	自由貿易協定	発効済	・2005年2月発効。	①自由貿易の漸進的な促進とEU加盟に向けた諸制度のEU基準化を目指すもの(中・東欧諸国がEU加盟準備段階で締結した「欧州協定」と同様の位置づけとなる)。政治的対話、地域間協力、人、商品、サービス、資本の移動の自由、法令の調整、司法・内政問題、政治的及び財政的協力などの項目について定められている。2004年6月にEU加盟候補国となり、2005年10月よりEU加盟交渉開始。 参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/enlargement/candidate-countries/croatia/index_en.htm">http://ec.europa.eu/enlargement/candidate-countries/croatia/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2005:026:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2005:026:SOM:EN:HTML</a> (協定本文)
EU・アルバニア安定化・連合協定(SAA)	アルバニア	自由貿易協定	発効済	・2009年4月発効。	①クロアチアとのSAAに関する説明参照。 なお、暫定協定についての説明は本文参照。 参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/enlargement/potential-candidate-countries/albania/index_en.htm">http://ec.europa.eu/enlargement/potential-candidate-countries/albania/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2006:239:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2006:239:SOM:EN:HTML</a> (暫定協定本文)
EU・モンテネグロ安定化・連合協定(SAA)	モンテネグロ	自由貿易協定	発効済(暫定協定)	・2007年10月署名。 ・2008年1月暫定協定発効。	①クロアチアとのSAAに関する説明参照。 なお、暫定協定についての説明は本文参照。 参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/enlargement/potential-candidate-countries/montenegro/index_en.htm">http://ec.europa.eu/enlargement/potential-candidate-countries/montenegro/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2007:345:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2007:345:SOM:EN:HTML</a> (暫定協定本文)



EU・ボスニア・ヘルツェゴビナ安定化・連合協定 (SAA)	ボスニア・ヘルツェゴビナ	自由貿易協定	発効済 (暫定協定)	・2008年6月署名。 ・2008年7月暫定協定発効。	①クロアチアとのSAAに関する説明参照。 なお、暫定協定についての説明は本文参照。 参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/enlargement/potential-candidate-countries/bosnia_and_herzegovina/index_en.htm">http://ec.europa.eu/enlargement/potential-candidate-countries/bosnia_and_herzegovina/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2008:169:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2008:169:SOM:EN:HTML</a> (暫定協定本文)
EU・セルビア安定化・連合協定 (SAA)	セルビア	自由貿易協定	署名済	・2008年4月署名。	①クロアチアとのSAAに関する説明参照。 ③オランダが旧ユーゴ戦犯ムラジッチの逮捕協力を発効の条件にしており、暫定協定も発効していない。 法的には、暫定協定のこれまでの例にならば根拠規定はEC条約133条などになり、理事会の決定は全会一致ではなく、特定多数決で足りる。したがってオランダが反対したとしても条約上採択は可能であるが、最終的にSAA発効のためには全会一致の採択が必要なことや理事会決定は特定多数決でも通常コンセンサスで決定されることが慣行となっているため、セルビアとのSAA暫定協定の批准は遅れているものとみられる。 参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/enlargement/potential-candidate-countries/serbia/index_en.htm">http://ec.europa.eu/enlargement/potential-candidate-countries/serbia/index_en.htm</a> (欧州委員会)
EU・アンドラ公国関税同盟	アンドラ	関税同盟	発効済	・91年7月発効。	①関税同盟は工業製品 (HS25-97) のみ対象。 <a href="http://ec.europa.eu/world/agreements/prepareCreateTreatiesWorkspace/treatiesGeneralData.do?step=0&amp;redirect=true&amp;treatyId=128">http://ec.europa.eu/world/agreements/prepareCreateTreatiesWorkspace/treatiesGeneralData.do?step=0&amp;redirect=true&amp;treatyId=128</a> (協定本文)
EU・サンマリノ関税同盟	サンマリノ	関税同盟	発効済	・92年12月暫定協定発効。 ・2002年4月発効。	③WTO未通報。 参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/external_relations/sanmarino/index_en.htm">http://ec.europa.eu/external_relations/sanmarino/index_en.htm</a> (欧州委員会) 協定本文: <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2002:084:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2002:084:SOM:EN:HTML</a>
EU・トルコ関税同盟 (アンカラ条約 (EECトルコの連合を設立する1964年条約) に基づく、関税同盟の最終段階を履行する1995年12月22日のEC (当時) トルコ連合理事会の決定 No.1/95)	トルコ	関税同盟	発効済	・95年12月発効。	①関税同盟であるため、対外的にはEUと共通関税が適用される。ただし、EUがFTAを締結している国で、トルコが締結していない国では、EUのFTAによる優遇措置はトルコには適用されない。また、トルコが単独で締結しているFTAについては、トルコがEU加盟に至るまでに調整する必要がある。当初関税同盟は工業品、農業加工品のみを対象としていたが、ECTルコ連合理事会決定No.1/98により両国・地域間の農産品貿易の自由化は図られた (ただし例外あり。関税同盟は共通農業政策 (CAP) との調整が必要)。なお、トルコもEUと地中海諸国が2010年を目安に進めているEU地中海諸国自由貿易圏構想メンバーに含まれる。2005年10月よりEU加盟交渉開始。 ③参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/turkey/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/turkey/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:21996D0213(01):EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:21996D0213(01):EN:HTML</a> (ECTルコ連合理事会決定No.1/95) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:1998:086:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:1998:086:SOM:EN:HTML</a> (ECTルコ連合理事会決定No.1/98)
EU・スイス自由貿易協定	スイス	自由貿易協定	発効済	・73年1月発効。	①スイス単独のEC (当時) との自由貿易協定として73年に発効。非農産品については全品目の関税を撤廃、農産品については一部撤廃。EEA非加入の対応として、EUとサービス、政治協力を含む広範囲な内容の二国間協定を締結している。 ③参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/switzerland/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/switzerland/index_en.htm</a> (欧州委員会)
EU・デンマーク領フェロー諸島	デンマーク領フェロー諸島	自由貿易協定	発効済	・97年1月発効。	③参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/article_779_en.htm">http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/article_779_en.htm</a> (協定本文)
EU・同加盟国の海外県・海外領土連合協定	EU加盟国の海外県・海外領土	自由貿易協定	発効済	・71年1月発効。	③参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/article_779_en.htm">http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/article_779_en.htm</a> (協定本文)

EU・アフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)諸国経済パートナーシップ協定(EPA)	ACP諸国	自由貿易協定	一部合意済	<p>・2007年12月基本合意(右記参照)          【CARIFORUM(ハイチ除く)】          ・2008年10月署名          ・2008年12月暫定適用開始。</p>	<p>①旧ロメ協定に基づくEUのアフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)の旧植民地諸国に対する特惠措置がWTOの協定に反する恐れがあり、そのためWTOで認められていた義務免除(ウェーバー)の期限が2007年末で切れることから、WTO協定に整合する互恵的な協定を締結することを目的に、EUはACP諸国と経済パートナーシップ協定(EPA)の交渉を開始した。カリブ海、南東部アフリカ、西部アフリカ、中部アフリカ、南部アフリカ(SADC)、太平洋の6地域に分けて交渉が進められたが、2007年12月までの合意が達成できず、やむなく個別国との合意を図った。</p> <p>2007年12月までにEPAの基本合意に至ったのはカリブ海諸国(CARIFORUM)のみ。残る国では、カメルーン、EAC(ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ)、コモロ、マダガスカル、モーリシャス、セイシェル、ジンバブエ、パプア・ニューギニア、フィジー、SADC(ボツワナ、レソト、ナミビア、モザンビーク、スワジランド)、コートジボアール、ガーナなどが暫定協定の基本合意に至っている。CARIFORUMとのEPAについては、2008年10月に署名した(ハイチ除く)。カメルーンとは2009年1月に暫定協定に署名。SADCのうちボツワナ、レソト、スワジランドとは、2009年6月に暫定協定に署名。</p> <p>③参考URL：<a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/regions/acp/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/regions/acp/index_en.htm</a> (欧州委員会)  <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/regions/acp/pr220208_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/regions/acp/pr220208_en.htm</a> (CARIFORUM・EU EPA協定本文)</p>
EU・パレスチナ自治政府暫定連合協定	パレスチナ(PA)	自由貿易協定	発効済	<p>・97年7月発効。</p>	<p>①86年にEC(当時)がパレスチナに関税特惠を付与。95年に連合協定交渉開始。FTAを含む暫定連合協定の締結に至った。二者間の関係強化のための包括的協議の促進、貿易自由化、ガザおよびヨルダン川西岸の経済・社会的発展などを目的とし、ガザおよびヨルダン川西岸製の工業製品には特惠付与。EU工業製品に対する関税は段階的に削減。および農産品に対する規制緩和。なお、パレスチナもEU地中海諸国自由貿易圏構想のメンバーに含まれている。</p> <p>③参考URL：<a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/palestine/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/palestine/index_en.htm</a> (欧州委員会)  <a href="http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2004/june/tradoc_117751.pdf">http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2004/june/tradoc_117751.pdf</a> (協定本文)  <a href="http://europa.eu/scadplus/leg/en/lvb/r14104.htm">http://europa.eu/scadplus/leg/en/lvb/r14104.htm</a> (欧州委・EU地中海諸国自由貿易圏構想について)</p>
EU・チュニジア連合協定	チュニジア	自由貿易協定	発効済	<p>・98年3月発効。</p>	<p>①76年に発効した協力協定に替わる協定。それまではEUによるチュニジアに対する一方的な特惠付与だったが、本協定の発効により相互の特恵となった。チュニジアのEU製品に対する関税は、附属書3に記載された工業品は撤廃、附属書4および5は削減スケジュール。連合協定にはサービス自由化も含まれる。チュニジアもEU地中海諸国自由貿易圏構想のメンバーに含まれている。</p> <p>②EU、チュニジアともに相手先への輸出を伸ばしているが、特に欧州市場をにらんだ直接投資をテコとするチュニジア側の伸びが目立つ。</p> <p>③参考URL：  <a href="http://www.tunisianindustry.nat.tn/en/doc.asp?docid=546&amp;mcat=14&amp;mrb=103">http://www.tunisianindustry.nat.tn/en/doc.asp?docid=546&amp;mcat=14&amp;mrb=103</a> (チュニジア工業促進庁API)  <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/tunisia/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/tunisia/index_en.htm</a> (欧州委員会)  <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:1998:097:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:1998:097:SOM:EN:HTML</a> (協定本文)</p>
EU・モロッコ連合協定	モロッコ	自由貿易協定	発効済	<p>・2000年3月発効。</p>	<p>①76年に発効した協力協定に替わる協定。域内安定化のための、安全保障、経済協力、サービス自由化、資本移動、社会・文化的協力を柱とする。発効から12年をかけて主としてEU工業製品にかかる関税を段階的に撤廃。モロッコ製品に関しては加工食品を除く工業製品への関税が即時撤廃された。農水産品・加工食品についても相互に関税引き下げ、輸入枠拡大を推進すべく、交渉を継続中。なお、モロッコもEUと地中海諸国が2010年を目安に進めているEU地中海諸国自由貿易圏のメンバーに含まれている。</p> <p>②双方の輸出は増加基調だが、モロッコ側の構造的貿易赤字は拡大傾向にある。社会面では急増するモロッコからの不法移民を欧州側が問題視。</p> <p>③参考URL：  <a href="http://www.douane.gov.ma/Accords/default.htm">http://www.douane.gov.ma/Accords/default.htm</a> (モロッコ税関)  <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/morocco/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/morocco/index_en.htm</a> (欧州委員会)  <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2000:070:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2000:070:SOM:EN:HTML</a> (協定本文)</p>

EU・イスラエル連合協定	イスラエル	自由貿易協定	発効済	・2000年6月発効。	①75年に発効した協力協定に替わる協定。域内安定化のための、安全保障、経済協力、サービス自由化、資本移動、社会・文化的協力。75年の協力協定よりイスラエル製品の輸出は自由化。農産品についても相互に自由化が進められており、交渉は2003年7月に合意。なお、イスラエルもEUと地中海諸国が2010年を目安に進めているEU地中海諸国自由貿易圏のメンバーに含まれている。 ③参考URL: <a href="http://www.moit.gov.il/NR/exeres/14B5B8D8-34BC-447A-A9A6-66E4C37893C2.htm">http://www.moit.gov.il/NR/exeres/14B5B8D8-34BC-447A-A9A6-66E4C37893C2.htm</a> (イスラエル産業貿易省) <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/israel/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/israel/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2000:147:SOM:EN:HTML(協定本文)">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2000:147:SOM:EN:HTML(協定本文)</a>
EU・ヨルダン連合協定	ヨルダン	自由貿易協定	発効済	・2002年5月発効。	①77年に発効した協力協定に替わる協定。ヨルダンもEUと地中海諸国が2010年を目安に進めているEU地中海諸国自由貿易圏のメンバーに含まれている。 ③参考URL: <a href="http://www.joreu.jedco.gov.jo/contacting_business.html">http://www.joreu.jedco.gov.jo/contacting_business.html</a> (ヨルダン輸出開発公社) <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/jordan/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/jordan/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2002:129:SOM:EN:HTML(協定本文)">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2002:129:SOM:EN:HTML(協定本文)</a>
EU・エジプト連合協定	エジプト	自由貿易協定	発効済	・2004年1月より貿易部分のみ暫定適用。 ・2004年6月発効。	①77年に発効した協力協定に替わるもの。運輸、エネルギー、通信など広範囲での関係強化。エジプトの政治・経済改革を促進し、各種規制の撤廃を定めている。連合協定の中のFTAでは、段階的に工業製品の関税撤廃とすることや農産品に対する規制緩和が盛り込まれているが、EU製品と競合できないアラブ諸国に対して技術・財政支援プログラム(MEDA)がある。エジプトもEUと地中海諸国が2010年を目安に進めているEU地中海諸国自由貿易圏のメンバーに含まれている。 ③参考URL: <a href="http://www.mfti.gov.eg/english/english.asp">http://www.mfti.gov.eg/english/english.asp</a> (エジプト貿易産業省) <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/egypt/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/egypt/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2004:304:SOM:EN:HTML(協定本文)">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2004:304:SOM:EN:HTML(協定本文)</a>
EU・アルジェリア連合協定	アルジェリア	自由貿易協定	発効済	・2005年9月発効。	①76年に発効した協力協定に替わる協定。アルジェリアもEUと地中海諸国が2010年を目安に進めているEU地中海諸国自由貿易圏のメンバーに含まれている。 ②2005年の協定発効後、アルジェリアはエネルギー輸出を核として、EUにとり地中海諸国最大の貿易相手国の一つとなっている。 ③参考URL: <a href="http://193.194.78.233/ma_fr/stories.php?story=03/05/17/0608272">http://193.194.78.233/ma_fr/stories.php?story=03/05/17/0608272</a> (アルジェリア外務省) <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/algeria/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/algeria/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2005:265:SOM:EN:HTML(協定本文)">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2005:265:SOM:EN:HTML(協定本文)</a>
EU・レバノン連合協定	レバノン	自由貿易協定	発効済	・2006年4月発効。	①暫定協定の発効と同時にEUにはレバノンの工業製品、農産物および農産加工品(輸入割当の範囲内)に対して関税を撤廃。EU製品に対する関税削減は2008~14年の間になされることになっている。投資・サービスの自由化については2006年より交渉中。また、貿易条項に関する紛争解決手続きについても交渉中である。レバノンもEU地中海諸国自由貿易圏構想のメンバーに含まれている。 ③参考URL: <a href="http://www.economy.gov.lb/MOET/English/Panel/Trade/InternationalTradeAgreements/EU">http://www.economy.gov.lb/MOET/English/Panel/Trade/InternationalTradeAgreements/EU</a> (レバノン経済貿易省) <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/lebanon/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/lebanon/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2006:143:SOM:EN:HTML(協定本文)">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2006:143:SOM:EN:HTML(協定本文)</a>
EU・シリア連合協定	シリア	自由貿易協定	基本合意済	・2008年12月仮調印。 ・2009年中に署名の見込み。	①77年に発効した協力協定に替わる協定。現在発効していない国はシリアのみ。他の地中海諸国の連合協定交渉とは異なり、対シリア交渉には遅れがみられたが、2003年12月、大量破壊兵器(WMD)不拡散を除いた項目で合意に至ったあと、2004年10月に基本合意。しかし、シリアの人権問題などが障害となり、署名にまでは至っていなかった。EUとシリアは連合協定を若干修正したうえで、2008年12月に改めて仮調印。2009年中に署名を見込んでいる。なお、シリアもEUと地中海諸国が2010年を目安に進めているEU地中海諸国自由貿易圏のメンバーに含まれている。 ③参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/syria/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/syria/index_en.htm</a> (欧州委員会) <a href="http://www.delsyr.ec.europa.eu/en/eu_and_syria_new/cooperation_agreements_and_priorities_2.htm">http://www.delsyr.ec.europa.eu/en/eu_and_syria_new/cooperation_agreements_and_priorities_2.htm</a> (シリアEU代表部)

EU・南アフリカ通商・開発・協力協定 (TDCA)	南アフリカ共和国	自由貿易協定	発効済	<p>・2000年1月より貿易部分のみ暫定発効。          ・2004年5月発効。</p>	<p>①94年のマンデラ政権発足(南アの民主化)に伴い、南アが旧ロメ協定への参加を要望したことが契機となり、FTA交渉に発展。旧ロメ協定には97年12月、部分参加が認められた。南ア側がEUからの輸入の86%(12年間の移行期間)、EU側が南アからの輸入の95%(同10年間)を自由化する(金額ベース)。南アが参加する南部アフリカ開発共同体(SADC)とのEPA交渉については、南アは当初TDCAが存在することから交渉に参加していなかったが、SADCが進める地域統合を損なうとして2007年2月より交渉に参加。しかし、EUが他のSADC諸国には全品目の関税撤廃を提案したのに対し、南アにはTDCAを上回るものの限定的な自由化提案であったこと、またEUのサービス自由化要求に南アが強行に反対していることから、交渉は進んでいない。南アはSADCのうちボツワナ、レソト、スワジランドがEPAの暫定協定に署名したことに反発している。          ③参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/southafrica/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/southafrica/index_en.htm</a> (欧州委員会)  <a href="http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1999:311:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1999:311:SOM:EN:HTML</a> (TDCA協定本文)</p>
EU・チリ連合協定	チリ	自由貿易協定	発効済	<p>・2003年2月貿易部分についてのみ暫定発効。          ・2005年3月発効。</p>	<p>①財・サービスだけでなく、政府調達・投資自由化、知的財産権の保護、競争問題の協力、さらにそれらを担保する迅速な紛争解決メカニズムの整備など包括的な自由貿易協定となっている。加えて、ワイン、スピリッツ、衛生植物検疫措置 (SPS) など特定の分野に関して貿易円滑化を図る協定を付属しているほか、基準認証など非関税障壁に関する規定も含む。また、貿易だけでなく政治的対話、協力に関する規定も含まれる。関税撤廃スケジュールは、協定発効時から10年後までの6カテゴリーに分類され、撤廃時期までに関税率は毎年、同じ割合で引き下げられる。チリ側は乗用車など工業品輸入関税を即時撤廃するが、農産物・同加工品については一部関税割当を設定した。EU側は、チリ全輸出品目の85.1%の関税を即時撤廃するが、撤廃の除外品目となったのは、小麦、砂糖、植物油、乳製品で輸出品目の0.3%を占める。          ②チリ外務省国際経済関係総局 (DIRECON) によると、2004年対EU輸出総額は2002年比82.9%増の78億3,820万ドル、輸入総額は16.8%増の35億3,000万ドルとなっている。大幅な伸びの要因は、2004年輸出総額の65.3%を占めた鉱業部門で、銅をはじめとする国際市況商品の価格高騰による。輸出製造・サービス業者協会 (ASEXMA) の試算によると、FTAによる対EU工業製品輸出増加額は2年間で9,590万ドル。増加額はFTA発効1年目に比べ2年目には低下している。          ③参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/chile/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/chile/index_en.htm</a> (欧州委員会)  <a href="http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2002:352:SOM:EN:HTML">http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2002:352:SOM:EN:HTML</a> (協定本文)</p>
EU・メキシコ連合協定 (EU・メキシコ間貿易および貿易関連事項に関する暫定協定に基づくEU・メキシコ合同理事会決定 No.2/2000)	メキシコ	自由貿易協定	発効済	<p>・2000年7月発効(サービス、投資、政府調達などの規定は2001年3月に暫定発効)。</p>	<p>①1997年12月のEU・メキシコ間貿易および貿易関連事項に関する暫定協定では、関税等の自由化スケジュールはEU・メキシコ合同委員会の決定によると規定されていた。この規定に基づき、両国・地域間の交渉の後、2000年3月の合同理事会で決定を採択、2000年7月より発効している。なお、同様の文言が2000年10月発効のEU・メキシコ経済パートナーシップ・政治対話・協力協定に組み込まれた。合同理事会の決定により自由化を進めるメカニズムは引き継がれ、サービス、投資、政府調達の自由化および知的財産権の保護、紛争解決メカニズムについては、2001年2月の合同理事会の決定により、2001年3月に発効している。          物品貿易では農業分野で多くの再協議対象品目を設定している(発効後3年以内に再交渉することを前提に、メキシコは約300品目、EUは約600品目の農産品を関税撤廃の対象外にした)。GATT24条の「実質的に全ての貿易」を満たすかの判断は微妙。その他、関税割当の設定など完全に自由化はしないが協定の対象には含める手法が盛り込まれている。自由化の先送りや関税割当などは日墨EPA交渉において、日本側が大いに参考にした。          ②メキシコ・EU・FTAの発効は、NAFTAにより米国企業に対して不利となった日本企業や在墨日系企業の立場をさらに悪化させ、FTAが無いことによる深刻な実害として日墨EPA締結を要望する産業界の大きな声を生むきっかけとなった。          ③参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/mexico/index_en.htm">http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/mexico/index_en.htm</a> (欧州委員会)  <a href="http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2000:157:0010:0028:EN:PDF">http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2000:157:0010:0028:EN:PDF</a> (EU・メキシコ合同理事会決定No.2/2000)  <a href="http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2001:070:0007:0050:EN:PDF">http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2001:070:0007:0050:EN:PDF</a> (EU・メキシコ合同理事会決定No.2/2001)  <a href="http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2000:245:0001:1168:EN:PDF">http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2000:245:0001:1168:EN:PDF</a> (EU譲許表)</p>

(交渉中のFTA)					
EU・ウクライナ連合協定	ウクライナ	自由貿易協定	交渉中	・2008年2月FTA交渉開始。 ・2008年9月連合協定に切り替え。	ウクライナのWTO加盟がWTO一般理事会で承認されたことを受けて、交渉開始。2008年9月のEU・ウクライナ首脳会議前日に、協定の名称を「連合協定」とすることで合意。首脳会議の共同声明では、できるだけ早急に連合協定の署名を目指すとしている。2009年5月立ち上げの「東方パートナーシップ」の対象国。
EU・リビア枠組み協定	シリア	自由貿易協定	交渉中	2008年11月交渉開始。	2008年7月EU関係理事会で欧州委への交渉権限付与を決定。2008年11月FTAを含む枠組み協定の交渉開始。
EU・湾岸協力理事会(GCC)自由貿易協定	湾岸協力理事会(GCC)	自由貿易協定	交渉中	・1990年交渉開始。	1990年に交渉を開始したが、中断を挟んで2002年3月に交渉再開。2006年10月発表の新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」のFTA交渉相手国選定条件を満たすものとして挙げられる。2008年5月のEU・GCC間閣僚会議でも合意に対する期待が示され、2008年中の合意を目指していた。しかし、2008年12月に交渉中断。2009年4月の両地域の閣僚会議でも、FTA交渉再開のための協議継続を合意することとなる。
EU・カナダ包括的自由貿易協定(仮称)	カナダ	自由貿易協定	交渉開始	・2009年5月交渉開始決定	2008年10月のEU・カナダ首脳会議(ケベック)で、2009年交渉開始へ向けて準備を進めることで合意。2009年5月の首脳会議で交渉開始を決定。2009年秋から実質的な交渉会合を開催の予定。2007年6月のベルリン首脳会議を受けて作成された共同報告書は、関税、非関税障壁およびサービス貿易におけるそれぞれの障害を除去すると、中期的には、EUには0.08%(年間116億ユーロ)、カナダには0.77%(年間82億ユーロ)のGDP押し上げ効果があるとしている。2009年3月には交渉対象項目に関する報告書を発表している。
EU・メルコスール連合協定	メルコスール(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ)	自由貿易協定	交渉中	・2000年4月交渉開始。 ・2005年11月担当者レベル会合。	①貿易分野の交渉を行う地域間交渉委員会は2004年7月までに計15回開催された。交渉期限とされた2004年10月までに交渉を終了できず交渉中断。2008年5月にリマで開かれた首脳会議で採択された共同宣言でも、連合協定の重要性を再認識し、これまでの交渉作業を踏まえ、条件が整えば交渉を実施すると述べられている。その後、2006年10月発表のEUの新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」で交渉優先国として挙げられる。 交渉が行き詰っている原因は、EU側の農産品輸入開放案が不十分であること、EU側がメルコスール側のサービス分野、特に政府調達絡みのサービス市場の開放を求めているが、ソフトウェアや金融分野における提案内容が不十分であることなどが挙げられる。本交渉はドーハ・ラウンドにおける農業補助金議論と平行して進んでいくとみられる。 参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/external_relations/mercosur/index_en.htm">http://ec.europa.eu/external_relations/mercosur/index_en.htm</a> (欧州委員会)
EU・アンデス共同体(CAN)連合協定	アンデス共同体(コロンビア、ペルー、エクアドル)	自由貿易協定	交渉中	2007年6月交渉開始。	①貿易だけでなく、政治的対話、協力など幅広い分野を含む連合協定の締結を目指す。 ③2007年9月に第1回交渉会合が開催され、2009年6月までに4回の交渉会合が開催された。FTAに消極的なボリビアは交渉に参加していない。2009年5月の外相会議(ブラバ)で年内の合意を望むことが共同声明に明記された。 参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/external_relations/andean/index_en.htm">http://ec.europa.eu/external_relations/andean/index_en.htm</a>
EU・中米諸国連合協定	コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、ニカラグア	自由貿易協定	交渉中	2007年10月交渉開始。	①貿易だけでなく、政治的対話、協力など幅広い分野を含む連合協定の締結を目指す。 ③2007年10月に第1回の交渉会合が行われ、2009年4月までに7回の交渉会合が開催された。2009年4月の第7回会合ではニカラグアの交渉離脱により交渉が一旦中止されたが、その後ニカラグアも含め交渉が再開され、7月の妥結を目指している。 参考URL: <a href="http://ec.europa.eu/external_relations/ca/eu_ca_negotiations_en.htm">http://ec.europa.eu/external_relations/ca/eu_ca_negotiations_en.htm</a> (欧州委員会)
EU・韓国自由貿易協定	韓国	自由貿易協定	交渉中	2007年5月交渉開始。	2006年10月発表のEUの新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」で交渉優先国として挙げられる。2007年4月にEU理事会が欧州委員会に交渉権限を付与。2009年3月までに計8回交渉会合を開催し、大筋では合意し大詰めを迎えるも関税払い戻し制度が障害となって妥結には至らず。欧州委員会は遅くとも10月末の改組前の妥結を目指す。
EU・ASEAN自由貿易協定	ASEAN	自由貿易協定	交渉中	2007年5月交渉開始。	2006年10月発表のEUの新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」で交渉優先国として挙げられる。2007年4月にEU理事会が欧州委員会に交渉権限を付与。2007年5月に交渉入りするも、ASEAN全体と交渉するには、ミャンマーの人権問題などが障害となり交渉難航。2008年10月までに6回の交渉会合を開催。2009年5月交渉中断。タイ、シンガポールなど関心国と個別交渉に入る見込み。
EU・インド自由貿易協定	インド	自由貿易協定	交渉中	2007年6月交渉開始。	2006年10月発表のEUの新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」のFTA交渉相手国選定条件を満たすものとして挙げられる。2007年4月にEU理事会が欧州委員会に交渉権限を付与。2008年9月の首脳会議で交渉促進に言及するも交渉は進展せず。インド新政権の発足が交渉推進材料となることを期待。

(交渉検討中のFTA)					
EU・モルドバ連合協定	モルドバ	自由貿易協定	交渉開始検討中	・まもなく交渉開始	2008年10月の一般問題理事会でまもなくFTAを含む協定交渉を開始する準備があることを確認。2009年6月の一般問題理事会で欧州委に連合協定の交渉権限付与決定。2009年5月立ち上げの「東方パートナーシップ」対象国。
EU・アゼルバイジャン連合協定	アゼルバイジャン	自由貿易協定	交渉開始検討中		2009年5月立ち上げの「東方パートナーシップ」の対象国。
EU・アルメニア連合協定	アルメニア	自由貿易協定	交渉開始検討中		2009年5月立ち上げの「東方パートナーシップ」の対象国。
EU・グルジア連合協定	グルジア	自由貿易協定	交渉開始検討中	・条件が整い次第交渉開始	2008年9月の臨時欧州理事会で条件次第でFTAを締結することを確認。2008年10月のEU外相理事会で条件が整いFTAの締結可能性についての準備作業を進めるよう欧州委に要請。「東方パートナーシップ」の対象国。
EU・ベラルーシ連合協定	ベラルーシ	自由貿易協定	交渉開始検討中		2009年5月立ち上げの「東方パートナーシップ」の対象国。
EU・ロシア新パートナーシップ協力協定(仮称)	ロシア	自由貿易協定	将来の交渉開始を検討	・将来的な交渉の可能性	2008年6月より新パートナーシップ協力協定(PCA)の交渉を開始。グルジア問題で交渉は中断している。2006年10月発表のEUの新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」のFTA交渉相手国選定条件を満たすものとして挙げられる。ロシアのWTO加盟を条件に、将来的にはFTAを含む方向で検討している。

(出所: 欧州委員会各種資料、交渉相手国政府発表資料、報道などよりJETRO作成。JETROが2009年3月に発表した「世界のFTA一覧」のEU部分を更新したものである。「世界のFTA一覧」は次のウェブサイトを参照。(http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/reports/07000039)



## (2) 南東欧、東方諸国との安定化・連合協定の締結

### ①南東欧

これまでに EU は、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（2004年5月1日発効）およびクロアチア（2005年2月1日発効）、アルバニア（2009年4月1日発効）との SAA を発効させた。

モンテネグロとは 2007年10月15日に SAA に調印し、貿易関連の暫定協定について先行して 2008年1月1日より発効した。ボスニア・ヘルツェゴビナとは 2005年末から協議を開始し、2008年6月に署名、2008年7月に暫定協定が発効した。

セルビアとは 2008年4月に SAA を調印したが、暫定協定も発効していない。これは、オランダなどが旧ユーゴ戦犯ムラジッチの逮捕協力を合意の要件としているためである。法的には、暫定協定のこれまでの例にならえば、根拠規定は EC 条約 133 条となり、理事会の決定は全会一致ではなく、特定多数決で足りると考えられる。したがってオランダが反対したとしても暫定協定に限っていえば、条約上採択は可能であるが、最終的に SAA 発効のためには全会一致の採択が必要なこと、ならびに理事会決定は特定多数決でも通常コンセンサスで決定されることが慣行となっていることなどを考慮して、セルビアとの暫定協定の批准に関する理事会決定は見送られているものとみられる。ただし、規則 2007/2000 によってセルビアはほとんどの製品の関税を免除されているため、セルビア側の貿易上の実害はない。

### ②東方諸国

欧州委員会は 2008年12月3日、EU と旧ソ連の 6 カ国（アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナ）との関係強化を目指す「東方パートナーシップ（Eastern Partnership）」を新たに提案した。

東方パートナーシップでは、FTA を含む連合協定の締結を目指すこともうたわれている。2008年12月、2009年3月の欧州理事会（EU 首脳会議）での議論に基づき、2009年5月7日、両地域は首脳会議を開催し、東方パートナーシップの立ち上げを宣言した。既にウクライナとは連合協定の交渉を開始しているが、東方パートナーシップの立ち上げを受けて、2009年6月15日の一般問題理事会では以前から議論のあったモルドバとの連合協定の交渉権限を欧州委員会に付与する決定がなされた。

## (3) 地中海諸国

### ①汎欧州・地中海原産地累積制度<sup>12</sup>の適用拡大の現状

<sup>12</sup> A User's Handbook to the Rules of Preferential Origin used in trade between the European Community, other European Countries and the countries participating to the Euro-Mediterranean Partnership,  
[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/customs/customs\\_duties/rules\\_origin/preferential/handbook\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/handbook_en.pdf)

EUでは、現在、欧州・地中海地域において「汎欧州・地中海原産地累積制度」の適用拡大が進められている。汎欧州・地中海原産地累積制度は、EU・地中海諸国間の貿易関係の強化と2010年をめどに同地域を自由貿易圏にするという目標に向けて、関係国・地域に恩恵をもたらすよう設けられた。新原産地規則の対象となっているのは、EFTA4カ国（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）とトルコのほか、フェロー諸島（デンマーク自治領）、アルジェリア、イスラエル、エジプト、シリア、チュニジア、パレスチナ自治政府、モロッコ、ヨルダン、レバノンである。

汎欧州・地中海原産地累積制度が適用されるには、当該国間におけるFTAの締結と、協定の議定書にある原産地規則を同一のものとする修正が必要となる。まず、FTAの締結に関しては、EU・トルコ間で関税同盟、EU・フェロー諸島間ではFTA、そしてEUとアルジェリア、イスラエル、エジプト、チュニジア、モロッコ、ヨルダンとの間においては連合協定が発効している。また、パレスチナ自治政府とはFTAを含む暫定連合協定が発効しており、レバノンとはFTAを含む貿易関連部分のみの暫定協定が発効している。シリアについては2004年10月に汎欧州・地中海原産地規則を含む連合協定に仮調印した後、正式な署名には進んでいなかったが、EUとシリアは2008年12月、連合協定を修正し改めて仮調印した。2009年中には署名される見通し。次に協定の議定書にある原産地規則の修正に関しては下記のように修正し、当該地中海諸国に対し正式に新原産地規則の適用を現在進めている。

- (i) 原産地規則の累積条項の書き換え
- (ii) 原産地証明に関する新しい条項の導入
- (iii) 関税の控除や払い戻し禁止に関する条項の調和
- (iv) 原産地資格を得るための、非原産材料の加工要件の調和
- (v) すべての参加国の議定書を同一にするための修正

EUと各国間の汎欧州・地中海原産地累積制度の適用状況は、欧州委員会を通して各国間で通知し合うことになっており、欧州委員会はこれを基にEU官報に適宜発表し、情報を更新している。2009年4月27日時点の最新情報を表5「汎欧州・地中海地域内の多国間累積を規定する原産地規則に関する議定書の適用日」に示した。

## ②累積制度

累積制度とは、A国の原産品をさらにB国で加工した場合に、その製品をB国の原産品であるとする制度である。汎欧州・地中海原産地累積制度では、同じ原産地規則で構成される議定書を含むFTAを締結している国あるいは地域間でのみ、その累積制度が適用される。そのため、FTAによる結びつきがない地域の国は累積制度の恩恵を受けることはできない。

汎欧州・地中海原産地累積地域に含まれる国においては「多国間累積」が適用される。同制度が適用されると、域内複数国での加工の効果を累積して原産地を判定することがで

きる。地中海諸国での製品の生産においては、EU 原産の原材料はすべて当該生産国原産の原材料とみなされる。（ただし、当該生産国において、保管、包装、分類、塗装などの単純作業以上の作業ないし加工が行われることが条件となる。）同様に、EU 諸国での生産においても、地中海諸国原産の原材料は、同様に EU 原産とみなされる。また、複数の地中海諸国原産の原材料を使って、EU 諸国ないしは地中海諸国で製品の生産を行う場合、それらの原材料はすべて当該生産国（製品の最終の作業ないしは加工が行われる国）の原産の原材料とみなされる。（ただし、当該生産国における付加価値が、他の地中海諸国から供給されたそれらの原材料のうち最も高い原材料の価格よりも高くなければならない。そうでない場合は、当該製品は、その最も高い原材料を供給した地中海諸国の原産品となる。）なお、多国間累積では可変累積（variable geometry）規則<sup>13</sup> がベースとなる。

一方、EU とノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン間および EU とアルジェリア、チュニジア、モロッコ間では「全累積」<sup>14</sup>も適用されている。全累積では、リストルールに規定されている作業あるいは加工がおこなわれていれば、非原産材料であっても最終的に加工が加えられた国を原産地とすることができる。

### ③関税還付禁止規則

汎欧州・地中海地域内では原則として、多国間累積において関税還付禁止規則が尊重される。EU とアルジェリア、エジプト、シリア、チュニジア、パレスチナ自治政府、モロッコ、ヨルダンおよびレバノンの協定においては、一部関税還付を適用することができる。また、同様の協定に基づき、EU と上述の国との純粋な二国間貿易においては関税還付の恩恵を受けることができる。多国間累積が適用されておらず、輸入国が同地域内の他国へ製品を再輸出しない場合においてのみ、関税還付が認められる。

### ④原産地証明

製品の原産地証明は、輸出国の税関当局が発行する移動証明書 EUR.1 あるいは EUR-MED、またはインボイス・デklarレーションあるいはインボイス・デklarレーション EUR-MED によって与えられる。インボイス・デklarレーションやインボイス・デklarレーション EUR-MED は、認定輸出業者によって発行されるが、6,000 ユーロを超えない商品の場合はいかなる輸出業者によっても発行することができる。

2008 年 7 月にマルセイユで行われた第 7 回 EU 地中海諸国貿易相会議では、2010 年の欧州・地中海諸国地域における自由貿易圏の創設の重要性が改めて言及されるとともに、原産地規則の簡素化をもたらす可能性があるとして汎欧州・地中海原産地累積制度に関する単一の地域協定を締結する重要性についても強調された。

<sup>13</sup> 脚注 12 を参照。

<sup>14</sup> 脚注 12 を参照。

表2: 汎欧州・地中海地域内の多国間累積を規定する原産地規則に関する議定書の適用日

	EU	アルジェリア	スイス	エジプト	フェロー諸島	イスラエル	アイスランド	ヨルダン	レバノン	リヒテンシュタイン	モロッコ	ノルウェー	パレスチナ自治政府	シリア	チュニジア	トルコ
EU		1.11.2007	1.1.2006	1.3.2006	1.12.2005	1.1.2006	1.1.2006	1.7.2006		1.1.2006	1.12.2005	1.1.2006			1.8.2006	(1)
アルジェリア	1.11.2007															
スイス	1.1.2006			1.8.2007	1.1.2006	1.7.2005	1.8.2005	17.7.2007	1.1.2007	1.8.2005	1.3.2005	1.8.2005			1.6.2005	1.9.2007
エジプト	1.3.2006		1.8.2007				1.8.2007	6.7.2006		1.8.2007	6.7.2006	1.8.2007			6.7.2006	1.3.2007
フェロー諸島	1.12.2005		1.1.2006				1.11.2005			1.1.2006		1.12.2005				
イスラエル	1.1.2006		1.7.2005				1.7.2005	9.2.2006		1.7.2005		1.7.2005				1.3.2006
アイスランド	1.1.2006		1.8.2005	1.8.2007	1.11.2005	1.7.2005		17.7.2007	1.1.2007	1.8.2005	1.3.2005	1.8.2005			1.3.2006	1.9.2007
ヨルダン	1.7.2006		17.7.2007	6.7.2006		9.2.2006	17.7.2007			17.7.2007	6.7.2006	17.7.2007			6.7.2006	
レバノン			1.1.2007				1.1.2007			1.1.2007		1.1.2007				
リヒテンシュタイン	1.1.2006		1.8.2005	1.8.2007	1.1.2006	1.7.2005	1.8.2005	17.7.2007	1.1.2007		1.3.2005	1.8.2005			1.6.2005	1.9.2007
モロッコ	1.12.2005		1.3.2005	6.7.2006			1.3.2005	6.7.2006		1.3.2005		1.3.2005			6.7.2006	1.1.2006
ノルウェー	1.1.2006		1.8.2005	1.8.2007	1.12.2005	1.7.2005	1.8.2005	17.7.2007	1.1.2007	1.8.2005	1.3.2005				1.8.2005	1.9.2007
パレスチナ自治政府																
シリア																
チュニジア	1.8.2006		1.6.2005	6.7.2006			1.3.2006	6.7.2006		1.6.2005	6.7.2006	1.8.2005				1.7.2005
トルコ	(1)		1.9.2007	1.3.2007		1.3.2006	1.9.2007			1.9.2007	1.1.2006	1.9.2007			1.7.2005	

(注1) EU・トルコ関税同盟によってカバーされる物品に関しては2006年7月27日より適用。

(注2) 農産品に関しては2007年1月1日より適用。

(注3) 石炭・鉄鋼製品に関しては2009年3月1日より適用。

(出所) 2009年4月9日付けEU官報C311 (2009/C 85/04)

#### (4) グローバル・ヨーロッパの FTA 対象国・地域との交渉動向

##### ①韓国

韓国は「グローバル・ヨーロッパ」では、FTA 締結相手の優先国として位置づけられている。EU・韓国間 FTA 交渉は 2007 年 5 月に開始されてから 2 年が経過した。第 8 回交渉会合を最終妥結の場とすることとされていたため、2008 年 5 月の第 7 回交渉以来 2009 年 3 月まで正式な交渉会合は開催されていなかったが、水面下で交渉は行われた。2008 年 8 月、12 月の首席交渉代表間協議で、関税譲許、自動車安全・環境基準、原産地規則の 3 つの争点については一括妥結することで合意し、交渉は前進した。2009 年 1 月の通商長官級会合で交渉は妥結に近づき、「全体の 90%ほどが合意に達した」（金ジョンフン通商交渉長官）。3 月 23～24 日にはソウルで第 8 回交渉会合を開催し、主要な争点で「暫定合意」に達した。しかし、合意の発表を目指した 4 月 2 日の通商長官級会合では合意に達することができなかった。

交渉妥結を阻害している最も大きな要因は、関税払戻（ドローバック）制度の禁止条項の導入の是非についてである。EU 側は韓国企業が享受している関税払戻制度が欧州企業に不利益を与えるものだとし、廃止を求めている。2009 年 2 月に欧州自動車工業会 (ACEA) が EU・韓国間の FTA 草案破棄を要求するなど、特に自動車業界を中心に強い反対がある。このため、交渉を担当する欧州委のアシュトン委員（通商担当）は、ドイツをはじめとする加盟国の同意を得られていない。

EU・韓国は、5 月 23 日にソウルで EU 韓首脳会議を開催、そこでの FTA 妥結発表を目指していたが、EU 加盟国の同意が得られず、妥結は先延ばしになった。EU は 6 月に欧州議会選挙を控えており、合意は困難であったとみられる。ただし、大統領交代の影響で批准手続きが止まっていた米韓 FTA に関する米国議会での議論が間もなく再開の見込みであること、2009 年下半年期 EU 議長国のスウェーデンは、EU 韓国 FTA を通商戦略の第一優先課題であると位置づけており、アシュトン委員も 10 月末の任期切れ前に成果を出す必要があることなどから、妥結は時間の問題ではないかと考えられる。

##### ②ASEAN

ASEAN も「グローバル・ヨーロッパ」では、FTA 締結相手の優先国として位置づけられている。2007 年 5 月に始まった EU・ASEAN FTA の交渉は、ミャンマーの人権問題などが交渉を阻害し、妥結の見通しは立っていない。こうした状況を受け、2009 年 5 月に交渉は中断されることとなった。EU、ASEAN とも公式には地域間の FTA 締結を引き続き目指すこととしているが、今後は EU と ASEAN の個別国、特にシンガポールやタイ、ベトナムなど FTA への関心の高い国との FTA 交渉が進むとみられる。ASEAN 各国の現地紙でも、EU、EU 加盟国高官などにより個別交渉への期待が示される発言が数多く報じられている。また、2009 年 5 月にカンボジア・プノンペンで開催された第 17 回 ASEAN-EU 閣

僚会議の共同議長声明<sup>15</sup>では、「閣僚は究極的、長期的目標としての両地域間の貿易投資関係をさらに強化促進する地域間 FTA へのコミットメントを再度確認した。この目的に向け、閣僚は ASEAN・EU FTA 交渉への新しい刺激 (impetus) を与えるための手法を模索することに合意する」としている。地域間での FTA は究極、長期の目標とされていること、また新しい刺激を与える手法としては ASEAN 各国別の FTA 交渉が考えうることが注目される。

### ③インド

インドは、「グローバル・ヨーロッパ」では FTA 締結相手の基準を満たす国として挙げられている。2007 年 6 月に交渉を開始したが、ほとんど交渉は進展していない。インドとの交渉の遅れに対し、欧州議会は 2009 年 3 月、2010 年末までの締結を要求すると決議している<sup>16</sup>。交渉の遅れは、インドが選挙を控えていたということも背景にあり、5 月に選挙が終了したインドがどういう姿勢で交渉に臨むのか注目される。

### ④湾岸協力理事会 (GCC)

1990 年来交渉が断続的に進められている GCC との FTA についても、「グローバル・ヨーロッパ」では選定基準を満たすものとして挙げられている。2008 年 5 月の閣僚会議で合意に対する期待が示され、早期の妥結の可能性が高まった。しかし、人権問題など政治対話も FTA の対象とするかどうかという問題のほかに、関税撤廃の対象範囲についても GCC 側にセンシティブ品目が存在し、同年 12 月に交渉はいったん停止されることとなった。2009 年 4 月の両地域の閣僚会議<sup>17</sup>でも、FTA 交渉再開のための協議継続を合意するのみで、早期の合意は期待できない。

## (5) その他諸国との FTA

### ①中南米

EU は中南米諸国と連合協定交渉の一部として、FTA 交渉を進めている。アンデス共同体 (CAN) との FTA 交渉では、知的財産権の強化が課題となっている。既にペルーは米国との FTA で知的財産権に関する高度なルールを受け入れているが、医薬品のデータ保護期間など一部規定については米国との FTA 以上を求める EU との間で争点となっている。また、中米諸国との FTA を含む連合協定交渉については、2009 年 5 月にプラハで開かれた外相会議で年内の合意を望むことが共同声明に明記された<sup>18</sup>。このような状況に鑑みて、年内にも妥結が可能との観測がある。

<sup>15</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/er/108194.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/er/108194.pdf)

<sup>16</sup> <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P6-TA-2009-0189+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>

<sup>17</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/er/107449.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/er/107449.pdf)

<sup>18</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/er/107749.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/er/107749.pdf)



## ②カナダ

EU とカナダは、2008 年 10 月の首脳会議で、2009 年にも経済統合の強化を目指す協定締結のための交渉を開始することで合意した<sup>19</sup>。2007 年 6 月にベルリンで開催された首脳会議で、「緊密な経済連携の費用便益を検証し評価する」ための研究について協力することに合意したことを受けて、欧州委とカナダ政府が共同研究を実施していた。10 月の首脳会議前日に発表された共同報告書<sup>20</sup>では、関税、非関税障壁およびサービス貿易におけるそれぞれの障害を除去すると、中期的には、EU には 0.08%（年間 116 億ユーロ）、カナダには 0.77%（年間 82 億ユーロ）の GDP 押し上げ効果があるとしている。これを受け交渉の開始準備に入った EU とカナダは、2009 年 3 月に協定の対象範囲に関する報告書を発表（添付の参考で仮訳を付けた）、2009 年 5 月の首脳会議で FTA 交渉の開始を正式に発表した<sup>21</sup>。なお、5 月の首脳会議に先立って、4 月 27 日の一般問題理事会では、欧州委員会に交渉権限を付与する決定がなされている<sup>22</sup>。

EU ではこれまで、特に G8 諸国との FTA については、WTO に悪影響を及ぼすものとして控えるべきとの声があった。カナダとの FTA 交渉の開始に至った背景には、大きく以下の三点が挙げられると思われる。第一に、2008 年下半期議長国フランスがケベック州との歴史的、政治的関係のためにカナダとの FTA 交渉の開始を主導したこと、第二に NAFTA の存在によって欧州企業も不利益を被っている側面があること、第三に WTO 政府調達協定の対象外となっているカナダの政府調達で、特に州政府による政府調達への参入について欧州企業の関心が高かったが、カナダ州政府が開放に向けて交渉に関与する姿勢を示したことなどが挙げられる。第一点目の理由は政治的な背景によるものだが、第二、第三は「グローバル・ヨーロッパ」がまさに示した経済的利益を追求する FTA である。実は、EU とカナダは、包括的な FTA の締結を目指す貿易投資強化協定 (TIEA) 交渉の開始について、カナダ国内で州政府が権限を有する政府調達などの自由化に難色を示したことから、06 年に挫折した経緯がある。こうした経緯を踏まえ、カナダ側が EU に対し州政府の関与を確約することで、目に見えるメリットを提示したことが交渉開始に大きく寄与したと考えられる。現在日 EU では、民間から経済統合協定 (EIA) の締結を望む声が上がっているが、こうしたカナダとの交渉開始経緯は参考になるものと考えられる。

<sup>19</sup> ジェトロ通商弘報 2008 年 10 月 28 日記事「EU、カナダ経済統合強化協定、09 年に交渉開始」を参照。  
ジェトロ通商弘報は記事のサマリーまではウェブサイトで見ることが出来る。また、購読者であれば過去記事を閲覧することができる。詳しくはジェトロウェブサイト (<http://www.jetro.go.jp/biznews/>) を参照。

<sup>20</sup>

<http://www.international.gc.ca/trade-agreements-accords-commerciaux/assets/pdfs/EU-CanadaJointStudy-en.pdf>

<sup>21</sup> ジェトロ通商弘報 2009 年 5 月 8 日記事「2 年以内の締結を目指し EPA 交渉開始－EU・カナダ首脳会議－」を参照。

<sup>22</sup> ジェトロ通商弘報 2009 年 4 月 30 日記事「カナダとの FTA 交渉権限を欧州委に付与」を参照。

(参考)

EU・カナダのスコーピング（協定の対象範囲確定）作業に関する共同報告書<sup>23</sup>

## 第1章 活動の概要

2008年10月17日の首脳会議で、EUとカナダは「深化した経済協定の領域を明確に定め、カナダの各州・各準州およびEU加盟各国がそれぞれの権限に基づく分野での関与をはじめとした協定を成功に導くための重要点を固めるために」共同で作業を行うことで合意した。

共同スコーピンググループは11月20日、12月3日、1月21～23日の3回にわたって会合を開き、今後の深化した経済協定に関するテーマについて実質的協議を行った。この協議の要点は同グループの結論と併せて第3章および第4章に示す。

## 第2章 EUとカナダの間の貿易・投資強化の機会

EUとカナダの福利と繁栄は、健全な国際貿易・投資関係にかかっており、国際通商のあらゆる分野で欧州とカナダの人々が成功を収めるかどうかにか左右される。EUは物品とサービスの輸出で世界最大であるが、一方で推定ではカナダの雇用の5分の1は貿易と結びついている。世界経済に対するEUとカナダの開放が、世界経済の繁栄を支える重要な要因であり、競争やイノベーション、成長に対する力強い刺激となる。現在の経済状況において市場開放を維持し拡大することは、かつてないほど重要となっている。

カナダとEUは、世界貿易機関（WTO）においてドーハ開発アジェンダの枠内で交渉を進めていくことに変わりはなく、持続可能な開発を促進するとともにWTOの全加盟国の貢献が必要となる包括的かつ野心的でバランスのとれた合意に達することを目指している。

同時に、カナダとEUには共通利益があることから二者間の経済連携を強化する方法を詳細に検討することになった。EUとカナダの経済関係は良好ながら、いっそうの拡充が可能である。一部の分野では依然として障壁が残されており、このために最大限の可能性を達成できない。過去数カ月に起きた世界経済の出来事は、貿易パートナー同士の協力が重要であることを如実に示している。

EUとカナダは長年にわたる経済関係を築いている。両者の物品・サービスの貿易額は2007年に合わせて1,094億カナダドル、すなわち703億ユーロに上るうえ、投資も高水準にあり拡大を続けている。EUはカナダにとって物品貿易で2番目に重要な相手であり、カナダ

<sup>23</sup> 原文は欧州委のホームページなどで閲覧できる。翻訳はあくまで仮訳であって、正確性を帰すためには、原典を確認されたい。[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/march/tradoc\\_142470.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/march/tradoc_142470.pdf)

は EU にとって物品貿易で 11 番目に大きな相手国である。カナダと EU の通商関係の特徴は高度な補完関係にある。投資関係はさらに強固であり、EU はカナダにとって 2 番目に重要な投資のパートナーであり、カナダは EU にとって 4 番目の投資国である。

EU とカナダの経済関係は、現在のところ 1976 年に確立した協力の枠組みによっているが、この枠組みは EU が先進工業国と結んだ最初の取り決めである。この枠組みによって経済協力の毎年の見直しを含めた継続的な対話の体制が確立された。それ以来、数多くの分野別の協定が締結され、現在も交渉中の協定がある。しかし、EU とカナダの経済関係全体を扱った単独で広範囲にわたる拘束力のある協定は存在していない。

2008 年 10 月に EU とカナダは、共同調査研究「緊密な EU・カナダ経済連携の費用と便益の評価」を公表した。この調査研究は、物品とサービスの貿易自由化が EU とカナダの双方に便益をもたらすことを示している。

この経済モデリングは、両者間の通商に影響を与える定量化しやすい要因を取り除くことによる効果に絞ったものだが、EU・カナダ間の協定から得られる利得の可能性について最低線を提示している。調査研究では、協定の発効から 7 年以内に得られる年間実質収入を EU 側で約 116 億ユーロ、カナダ側で約 82 億ユーロと試算している<sup>24</sup>。サービス貿易の自由化は GDP の利得に大きく貢献する（EU にとって総利得の 50%、カナダにとって総利得の 45.5%）。また両者間の貿易品目に対する関税撤廃により、かなり限られているものの依然として大きな利得がもたらされる（EU の総利得の 25%、カナダの総利得の 33.3%）。EU のカナダへの輸出額は 24.3%、すなわち 170 億ユーロ拡大すると試算されており、カナダの EU への輸出額は 20.6%、すなわち 86 億ユーロ拡大すると予測される。

さらにこの調査研究では、広範かつ多様な分野で改善の可能性が示されている。これはビジネス渡航者の一時的滞在を含む労働力の移動から環境、規制面の協力、科学技術にまでわたる。また、この前向きな分析は、EU とカナダの経済関係を様々なレベルで深めるための大きな可能性があることも示している。

カナダの各州および各準州は、野心的かつ包括的なカナダと EU の経済連携協定を全面的に支持している。国際条約を交渉し締結するのは連邦政府だが、各州と各準州は法規制の制定を含めて必要に応じて管轄区域内に適用される条約の義務を履行する責任を担っている。このためカナダ政府は、各州・各準州が参画できるプロセスを提供するとともに、カナダの交渉の立場の展開において各州・各準州の見解が交渉前および交渉中に十分に考慮

<sup>24</sup> この調査研究は計算可能な一般均衡モデルを使っており、その基礎シナリオにはドーハ開発アジェンダ交渉の成功から得られる関税引き下げの推定値が含まれている。

されるようにする。

交渉の成功には、州政府や準州政府からの明確な約束が含まれることになる。こうした約束は協定の中に組み込まれ、各州・各準州はそれぞれの権限の分野に当てはまる条項を履行するのに必要な措置を取る。欧州側の約束が保証される協定である限り、各州・各準州は協定で各管轄地域に全面的または部分的に当てはまる全分野において拘束力のある約束をすることを目指して交渉に参画する。

EU とカナダの双方の民間部門は、野心的かつ包括的な経済協定に対して公の場、あるいは共同調査研究で EU とカナダが実施した諮問において積極的な支持を表明してきた。EU とカナダの緊密な経済連携を前進させることは、EU とカナダだけでなく全世界の投資家や企業に対して力強い成長促進のシグナルを送ることになると双方の民間部門は考えている。

### 第3章 予定される深化した経済協定に関する協議

スコーピンググループは今後の協定に関連するいくつかの特定分野についての協議を行い、野心的な協定を締結するという目的を考慮した上で、約束は現在の WTO 協定の水準を上回るべきであると考えを示した。協定には少なくとも、これまでの最も野心的な EU とカナダにおける二国間経済協定の全ての章を含むべきである。

スコーピンググループの協議の要旨は、その提案あるいは結論とともに、下記に分野ごとにまとめられる。これらの提案あるいは結論は、今後の包括的経済協定のための交渉の最終結果に先入観を与えるものではない。

#### 3.1. 物品の貿易

EU とカナダ間の関税レベルは一般的に低いが、共同調査研究にて行われた経済分析では、二国間の貿易自由化がもたらす便益全体の4分の1から3分の1が関税撤廃によってもたらされるものであると指摘された。

EU・カナダからの野心的な協定への要請と、自由化がもたらす便益に関する共同調査研究の結果に答えて、関税撤廃のレベルは関税と貿易に関する一般協定（GATT）24条の規定よりも大幅に包括的で野心的なものであるべきとスコーピンググループは考えている。タリフラインは事前に除外されるべきではない。

スコーピンググループは、その形態は未定だが、いかなる協定にも明瞭で可能な限り簡素な原産地規則に関する条項を含むべきであり、行政裁量の余地を残すべきではないとしている。

スコーピンググループは農産物輸出補助金や国営貿易会社の問題に取り組み、これらの問題によって引き起こされ得る競争の歪みや貿易や投資への障壁の問題を評定すべきと認識している。

また、緊急時対応や貿易救済措置に関連する条項を含む可能性も検討すべきとしている。

貿易の非関税障壁を持続的に低減させる必要性において合意したことを受けて、スコーピンググループはいかなる協定もこれらの問題に取り組む野心的な規律を含むべきであるとの見解を示した。

### 3.2. 衛生植物検疫の問題

スコーピンググループは、今後交渉されるいかなる協定においても衛生植物検疫（SPS : sanitary and phytosanitary）の問題に関する条項を含むべきであるとの意見を示した。それに加えて、WTO の衛生植物検疫措置に関する条項と施行について再確認し、それらに基づき強化することを考慮すべきであるとした。さらに同グループは、現行のカナダ-EU 獣医協定ではカバーされていない特定の SPS 問題に取り組む仕組みの確立を勧告した。

### 3.3. 貿易の技術的障壁

スコーピンググループは、今後交渉されるいかなる協定においても、貿易の技術的障壁（TBT : technical barriers to trade）に関する条項を含むべきであるとした。それらの条項は、透明性の範囲、国際規格、強制規格および適合性評価を含む WTO の貿易の技術的障壁に関する協定を再確認し、それに基づき、その条項を強化するべきである。同グループは、TBT 協定を施行する場合において、経験を共有し規制実施を強化するために共に努力をすることの重要性を指摘し、特定の TBT 問題に取り組むための仕組みの確立を勧告した。

### 3.4. 貿易の円滑化

スコーピンググループは今後交渉されるいかなる協定においても、WTO で交渉されている貿易の円滑化に関する条項を補完し構築するために、貿易の円滑化に関する章を含むべきであるとの見解を示した。貿易の円滑化に関する条項には、客観的な効率性、透明性、協力および諮問について含むべきである。スコーピンググループはさらに、中小企業が直面している問題について、貿易の円滑化に関する条項を草案する上で考慮すべきであると勧告した。

スコーピンググループはまた、貿易の円滑化の推進において重複を避けるため、現行の「カナダ・EU 間の関税協力と関税問題における相互支援に関する協定」についても配慮すべき

と考えている。

### 3.5. 税関手続き

スコーピンググループは今後交渉されるいかなる協定においても、その形態は未定だが、効果的で透明性の高い原産地規則の管理を可能とする関税手続きに関する条項を含むべきという見解を示した。そのような手続きは貿易に不必要な障壁を生むことなく、原産地規則の順守を確かなものとする手助けとなるべきである。

スコーピンググループはまた、関税手続きを確立する上で重複を避けるため、現行の「カナダ・EU間の関税協力と関税問題における相互支援に関する協定」についても配慮すべきと考えている。

### 3.6. サービス貿易

スコーピンググループは、サービス貿易の自由化は今後交渉されるいかなる協定においても重要な部分を形成すべきであるという見解を示した。そして、いかなる協定も分野数、貿易量および供給形態で評価される重要な分野をカバーすることを目的とすべきであるとした。いかなる協定も、市場アクセス、無差別原則およびサービスの貿易に関する一般協定（GATS）第5条の順守を実現するための現行のWTOの約束よりも、非常に高水準の野心をもたらすべきである。この件についてスコーピンググループは、協定のサービス分野に関する条項は、政府のあらゆるレベルによって委託された権力の行使において、政府のあらゆるレベルそして非政府団体による措置に適用されるべきであるとした。いかなる供給形態あるいはサービス分野は事前に除外されるべきではない。

スコーピンググループは、規制条項は市場アクセスや無差別原則を補完するために有効であり、国境を越えたサービス貿易の条項を促進するために有益な役割を果たすとしている。

スコーピンググループはさらに、国境を越えたサービス貿易を補完するためにも、今後の協定は専門資格の相互認識を促進するための条項を含むべきであるとしている。

### 3.7. 投資

二国間の投資フローは、双方の外国直接投資（FDI）の合計において注目すべき割合を占めていることを既に示しているが、同グループはさらに二国間投資フローを増加させる余地があるとの見解に同意した。

市場アクセスの改善と投資家や投資に対する無差別待遇の提供、そして透明性の改善のために、投資に関する交渉の領域は全ての分野において会社設立前後をカバーすべきである。その領域には、中央政府および地方政府レベルでの実質的な手続き義務についても含める



べきである。

### 3.8. 政府調達

スコーピンググループは、いかなる協定も公的調達へのアクセスを著しく向上させるべきであるとしている。これは、中央政府および地方政府の調達の全分野を対象とし、またとりわけ、現地のサプライヤーと同等の待遇を保証するためである。

法律、規則、手続きおよび慣行についての見識を提供するため、言語に関する透明性を協定に加えるべきである。これは、実業界が公的調達に関する情報を容易に入手できるようにするためである。

同グループは、手続きに関する約束の開始点は政府調達協定の条項改正が行われた 1997 年 11 月とすべきであるとした。

### 3.9. 規制面の協力

スコーピンググループは、二国間関係における規制面での協力の重要性和、EU とカナダの実業界からの規制面の協力強化への要望を認識した。これらは EU・カナダ間の規制への取り組みに対する不必要な不一致から引き起こる貿易障壁を避けるためのものである。同グループは現行の枠組みは事実上自発的なものであり、中央政府レベルでの物品の貿易に関する規制面の協力を焦点を当てたものであると指摘した。このため、同グループはいかなる協定にも、自発的な枠組みを補完する特定の分野における規制面の協力に関する条項を、効果的に含むことも可能であるとの見解を示した。

### 3.10. 地理的表示を含む知的財産権

スコーピンググループは、WTO の知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS : Trade-related Aspects of Intellectual Property Rights）は知的財産権について最低限の保護水準を規定しているとした。その上で EU・カナダ間の協定は知的財産権の保護の強化・エンフォースメントの必要性が特定される全ての部門において、大幅な改善が必要であるとの見解を示した。さらに、いかなる協定も知的財産権における高水準の保護とエンフォースメントを確立・維持すべきであるとした。

スコーピンググループはさらに、今後交渉されるいかなる協定においても知的財産権、とりわけ、地理的表示の広範囲の保護について網羅すべきであるとの意見を示した。

### 3.11. 人の移動

二国間の貿易や投資に関連する合法的で一時的な人の移動の促進に共通の関心を持ってい

ることを認識し、同グループはそのような移動性に関する条項はいかなる協定にも含まれるべきであるという見解を示した。

### 3.12. 競争政策とその他関連事項

スコーピンググループは、1999年の「カナダ政府・EU間の競争法の適用に関する協定」は、競争当局の協力のための良好な基盤を提供するものと認識しており、競争当局間の情報交換の改善を目指した予備的協議が進行中であると言及した。

スコーピンググループは、競争を歪めることや貿易・投資の障壁を作らないことを保証するために、いかなる協定も国家援助に関連する規律および指定された独占企業や国営あるいは民間企業のための規律に取り組むべきであると指摘した。

### 3.13. 制度的取り決めと紛争解決

スコーピンググループは、効果的な運用を行うための制度的条項が含まれるべきとの見解を示した。その中には、いかなる協定にも拘束力のある国家間の紛争解決および適切な仲裁の仕組みを含めるべきとしている。

### 3.14. 持続可能な開発

スコーピンググループは、環境や労働者の権利に関する条項、および企業の社会的責任に関する国際基準を支援する条項を通じ、持続可能な開発問題に取り組むことが適切であるとの見解を示した。なお、環境や労働者の権利には、1998年の国際労働機関（ILO）の宣言において具体化された中核的労働基準も含まれる。

それらの条項には、次の事項を含むことも可能であるとした。すなわち、高水準の保護を行うと同時に規制をする権限、環境や労働法の効果的な施行、貿易や投資に影響を及ぼす可能性のあるそれらの法律の適用を差し控えないという約束、協力のための枠組み、市民参画、そして紛争の監視および処理のための仕組みである。

さらに、スコーピンググループは、市場アクセスに関する約束の一部として、環境関連の物品およびサービスにおける市場自由化は早期に実施されるべきという見解を示している。

### 3.15. その他の分野

スコーピンググループは、上述の分野に加えて、経済連携を前進させるために二国間および多国間の両方において、EUとカナダが共同で作業を続けるべきその他多くの分野があると示唆した。同グループは、双方ともに関心を持っているそれらの分野を含めるために、協定の対象領域が拡大される可能性があるとの見解を示した。

#### 第4章 結論

スコーピンググループは深化した経済協定の領域に関する協議において、EU・カナダの共同調査研究「緊密な EU・カナダ経済連携の費用と便益の評価」の結論として、より強力で野心的かつバランスのとれた経済連携は両市場の繁栄の増進に貢献し、双方にとって有益であることが明らかになったとした。共同調査結果によって確認されたとおり、グループの相互理解として、最大の自由化および共通の関心事である貿易以外の分野を協定に含むことによって、最大の便益が両者にもたらされるとしている。

EU とカナダ間の経済協定のための交渉の開始が決定された場合、スコーピンググループは、2008年11月から2009年2月の期間で行われた EU・カナダ間共同スコーピング作業において開催された討論を受けて、協定における最適な分野は当該報告書内の3章3.1 から3.14 中で言及しているとした。協定に今後含まれる可能性のある分野に関しては、今回の報告書の3.15 の中で指摘されているように、双方ともに関心を持っているその他の分野を含めるため、分野の領域が拡大される可能性があるとした。

協定締結を成功裡に行うための重大な要点を確立することについてカナダ連邦議会が発表した「連邦議会による声明－EU との新包括的経済協定の交渉への支持」を同グループは承認した。これは一連のスコーピング作業の中でも検証された。なお、カナダの13の州と準州のうち12の州が協定の交渉と実施に対して積極的に関与することを承認している。